コーポレート・ガバナンス報告書

2023年11月10日

株式会社Yottavias

代表取締役 髙岡 悦幸

問合せ先:取締役 岡村 和浩

03-4214-8484

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、企業理念である『すべてのステークホルダーに支持される企業』として共存共栄を図りながら、企業としての社会的責任を自覚し持続的な成長と企業価値を高めていくことの実現を目指します。

このためにも、コンプラインスを重視し、内部統制の整備、経営の透明性と健全性、適法性を確保しつつ業務執 行体制の確立を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社よりみち	220, 000	55.0%
株式会社 Daiko Communications	72, 000	18.0%
髙岡 悦幸	35, 000	8.8%
飯島 正博	12,000	3.0%
飯島 豊	12,000	3.0%
株式会社ユナイテッドトラスト	12,000	3.0%
髙岡 千春	8,000	2.0%
伊藤 邦雄	6,000	1.5%
株式会社今井組	4,000	1.0%
今井 俊春	4,000	1.0%

支配株主名	株式会社よりみち
-------	----------

親会社名	-
親会社の上場取引所	-

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	1月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はございません。

- Ⅱ.経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況
- 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	3名以上10名以内
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	3名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k
飯島 正博	他の会社の出身者							0				

- ※1 会社との関係についての選択項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h. 上場会社の取引先 (d、e 及び f のいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	役員		
飯島 正博	-	該当事項はありません。	会社経営の豊富な見識と実
			績を有し、これらを活かし社
			外取締役として重要事項の
			決定及び経営執行の監督に
			十分な役割を果たせると判
			断し選任しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の	なし
委員会の有無	

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の員数	5名以内
監査役の人数	2名

監査役、監査法人、内部監査部門の連携状況

監査役、監査法人、内部監査部門は、相互に連携して、三者間で定期的に会合を開催し、課題・改善事項等の情報共有を図っており、効率的かつ効果的な監査を実施するように努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている	0 名
人数	

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	е	f	g	h	i	j	k	1	m
栢原 和男	他の会社の出身者													
長谷川 一正	他の会社の出身者													

- ※1 会社との関係についての選択項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j. 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 1. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
栢原 和男	-	該当事項はありません。	長年にわたる弁護士として

		I	
			の経験を有することから、専
			門知識と企業法務に関する
			知識を持ち、社外監査役とし
			て当社取締役の職務執行の
			適法性監査並びに内部統制
			システムの改善に社外監査
			役としての職務を適切に遂
			行することができるものと
			判断しております。
長谷川 一正	-	該当事項はありません。	当社設立時より経理関係含
			め労務・法務に関してもアド
			バイスいただいており、長年
			培った総務・経理業務の経験
			を有していることから、当社
			においても客観的かつ独立
			的視点より監査体制の強化
			を行うことができると判断
			し選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	0 名
---------	-----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策	実施していない
の実施状況	

【取締役報酬関係】

該当項目に関する補足説明

当社では役員報酬及び監査役報酬の総額をそれぞれ開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会の決議により定められた取締役の報酬限度額の範囲内において、 取締役会に決議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役をサポートする専属のスタッフは配置しておりませんが、経営管理部が 取締役会招集通知及び会議資料の早期発送を実施し、必要に応じたサポートを行っております。

- 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)
 - (a) 取締役会 当社の取締役会は、取締役3名(うち社外取締役1名)で構成されております。毎月開催されている 定時取締役会に加えて必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は経営上の意思決定機関とし て、法令又は定款に定める事項の他、経営方針に関する重要事項を審議・決定するとともに、各取締役の業務執 行状況の監督を行っております。
 - (b) 監査役協議会 当社の監査役協議会は監査役 (社外監査役 2 名) で構成されております。監査役協議会は、毎月 1回定時監査役協議会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役協議会を開催し、監査計画の策定、監査実施状 況の報告等、監査役相互の情報共有を図っております。なお、監査役は取締役会及びその他重要な会議に出席す るほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続きを通して、各取締役の業務執行状況 の監査を行っております。また、内部監査担当及び監査役と緊密な連携を通じて、監査の実効性と効率性の向上 に努めております。
 - (c) 内部監査担当 内部監査担当は、代表取締役が承認した監査計画に基づき、業務執行部門の活動全般に関して 内部監査を実施し、監査結果を代表取締役に報告するとともに監査役に報告するものとします。
- 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役制度を採用しており、取締役会による業務執行の監督と監査役による監査を軸とした経営監視体制を構築しております。当社がこのような体制を採用している理由は、「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報1.基本的な考え方」で記載のとおり、企業としての社会的責任を自覚し、持続的に企業価値を高めていくことができる体制であると考えているためであります。

- Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況
- 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明		
株主総会招集通知	当社は、株主の皆様が議決権行使に必要な議案検討のための時間を十分に確保できる		
の早期発送	よう、早期発送に努めてまいります。		
集中日を回避した	当社は1月期決算で株主総会の開催は4月下旬のため、株主総会の開催が集中すること		

株主総会の設定	は少ないと考えておりますが、より多くの株主の皆様が参加できるような開催日を設定
	するよう留意いたします。
電磁的方法による	今後検討すべき事項として考えております。
議決権の行使	
議決権電子行使プ	今後検討すべき事項として考えております。
ラットフォームへ	
の参加その他機関	
投資家の議決権行	
使環境向上に向け	
た取組み	
招集通知(要約)の	現時点で招集通知(要約)の英文での提供予定はありませんが、事務負担、費用及び今後
英文での提供	の外国人株主の割合等を総合的に勘案し、検討してまいります。

2. IR に関する活動状況

	補足説明	代表者自身による 説明の有無
ディスクロージャ ーポリシーの作成・ 公表	当社のホームページ上の IR 専用ページにおいて公表することを 予定しております。	
アナリスト・機関投 資家等の特定投資 家向けに定期的説 明会を実施	決算発表と合わせて実施する予定であります。	あり
海外投資家向けに 定期的説明会を開 催	現時点では未定ですが、適宜実施することを検討してまいります。	あり
IR 資料をホームペ ージ掲載 IR に関する部署(担 当者)の設置	当社ホームページに掲載しております。 https://yottavias.co.jp/ 経営管理部がIRを担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等により	当社は、株主、投資家、地域社会をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に対し
ステークホルダー	て、適時・適切に会社の情報を開示することは上場企業としての責務であり、この責務
の立場の尊重につ	を果たすことが健全な証券市場を担う一員として必要不可欠であることを十分に認識

いて規定	し、常に株主や投資家の皆様の視点に立ち、迅速・正確かつ公平な会社情報の開示を行
	うことができることが重要であると考えております。
環境保全活動、CSR	現在具体的な検討は行っておりませんが、今後、検討課題であると考えております。
活動等の実施	

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営の透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の 強化を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要な経営課題と位置付けて おります。業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制 システム整備の基本方針」を定め、その基本 方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

- イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ホ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
- へ. 使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ト. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- チ. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い、または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- リ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ヌ. 法令及び定款に適合することを確保するための体制について
- ル. 取締役の職務の執行について
- ヲ. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方およびその整備状況
- ワ. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- カ. リスク管理に関する規程その他の体制について
- ヨ. 監査役の監査、職務執行について

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とはいかなる関係も持たず、不当要求等については毅然とした態度で対応することを方針 としております。 その内容につきましては、社内通達や朝礼等の機会を利用し、定期的に周知徹底を図っており ます。当社における反社会的勢力排除規程を制定しております。

V. その他

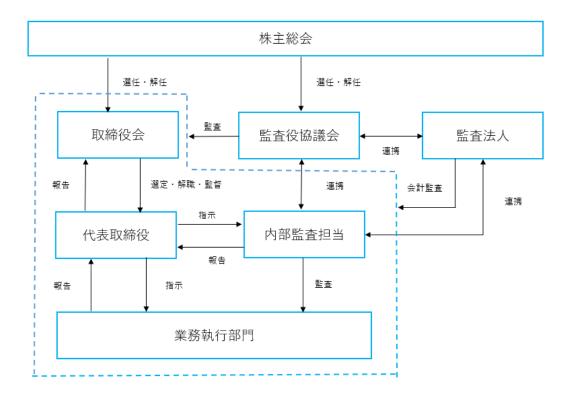
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

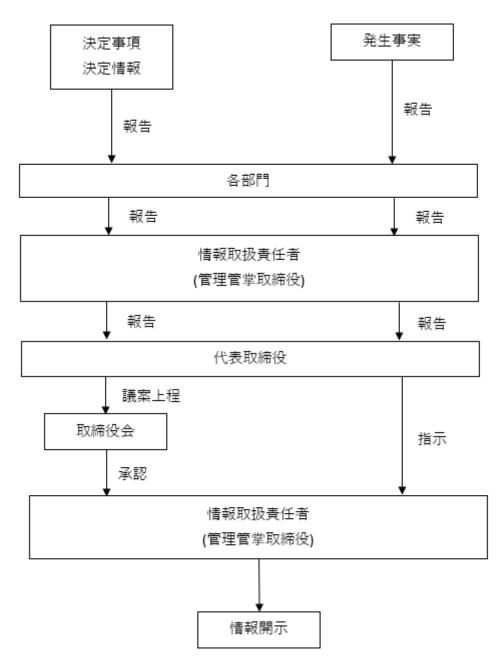
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示体制は下図のとおりであります。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要(模式図)】



以上